

福島県知事

佐藤雄平様

要 望 書

(平成24年度知事を囲む商工会代表者会議)

平成24年11月1日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

平素は、県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大地震と東京電力福島第一原子力発電所事故から1年8カ月が経過しましたが未だ、県内外での厳しい避難生活を強いられるなど、県民の多くは健康、仕事、生活などあらゆる面で困難な状況に直面し精神的不安を抱えております。

また、原発風評被害の影響はますます深刻化し、それは観光関連分野にとどまらず食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けており、長年培ってきた経営資源や経営環境が喪失してしまうことが懸念されております。

さらに、東日本大震災の影響、超円高と産業の空洞化、税や社会保障負担の増大など、その経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、県内中小・小規模事業者は長期にわたる景気低迷の中、厳しい経営を強いられております。

地域経済の底辺を支えている小規模事業者の厳しい現状が継続すれば、地域の疲弊に加速がかかることが予想されます。

こうした中、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境の課題を克服し、県内産業に活力を取り戻し、地域のコミュニティ機能を再生し、もって雇用や地域の暮らしに安定をもたらすためには、中小・小規模事業者への支援強化が必要不可欠であります。

つきましては、下記の要望事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. ふくしまの復興・再生に向けた中小企業等支援強化について

(1) 復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援について

原子力災害は未だ県内全域・全県民に及んでいる。これまで県は、国及び東京電力に対し、強い要望・要求活動等を行い、十分な賠償が最後まで確実かつ迅速になされるよう強く求めてきたところであるが、多くの県民が未だ長期に渡る避難生活を強いられ、将来への大きな不安を抱え、日々厳しい生活を強いられている状況にある。

については、事業者の被害の実態を十分に踏まえ生活や事業の再建を果たすことができる賠償が迅速かつ円滑に進められるとともに、復興・再生に関する各般の賠償が切れ目のなく継続されるよう次に掲げる原子力損害賠償が実現するようさらなる支援を要望する。

- ① 営業損害については、事故前の経営状態に完全に回復するまで十分な賠償を継続すること。
- ② 避難区域等の見直し等に係る財物賠償については、誠意をもって速やかに実行することが望まれる。生活の再建や事業の再開等が完全に果たすことができる十分な評価・賠償を確保し、今後新たに生じる損害についても確実に賠償の対象にすること。
また、いずれの避難指示等区域にあっても、不公平が生じないようにするとともに、事業者等が納得できる十分な賠償をすること。古い建物や個別に評価される財物の価値については、事業等の実態を踏まえ、客観的価値を超えた十分な評価額にすること。
- ③ 間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損に対する賠償をすること。
- ④ いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に対する賠償をすること。
- ⑤ 事業者等が自ら行う除染等に関わる費用についての賠償をすること。
- ⑥ 避難区域等の除染関連事業において地元企業を積極的に活用するとともに東京電力(株)の工事及び物品調達等において地元企

業へ優先的発注すること。

- ⑦ 「特別の努力」により確保した収益については原発事故直後（平成23年4月以降）から減額することなく、完全賠償をすること。

（2）中小企業等復旧・復興支援事業費の継続について

原発事故等により被害を受けた中小・小規模事業者が事業再開・継続するために必要な復旧・復興支援事業費については、特に避難指示区域の見直し等により、移転により事業再開する中小・小規模事業者にとって必要不可欠な事業補助であることから、事業費の継続と予算の拡充を図ることを要望する。

（3）ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充について

ふくしま産業復興企業立地補助金については原発事故後の県内産業の復興・再生と雇用創出のため、必要不可欠な施策であり、申請状況等現下の情勢を踏まえ大幅な予算拡充を図ることを要望する。

（4）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかる事業継続と拡充について

被災した中小・小規模事業者は復旧整備のため懸命に取り組んでいるところであるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助対象で採択にならない企業も数多く残されている。また、今後避難地区商工業者の財物補償が決まることにより事業再開が見込まれるため、平成25年度も本事業を継続実施するとともに、個々のグループの状況に柔軟に対応できる仕組みづくりなど、事業の運用条件緩和について要望する。

（5）特定地域中小企業特別資金の拡充について

- ① 県内移転先での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長について要望する。
- ② 解除区域等での事業継続・再開向け融資について貸付規模及び融資限度額の拡大、返済・据置期間の延長について要望する。

③本資金の柔軟な運用（事業転換、創業への対応等）を要望する。

（６）県中小企業制度資金「ふくしま復興特別資金」の拡充について

「ふくしま復興特別資金」の継続実施、利子補給制度の創設、貸付規模の拡充（返済・据置期間の延長）など被災中小企業にとって実効性のある支援策となるよう要望する。

（７）警戒区域内の常磐道及びＪＲ常磐線の復旧・整備工事再開支援について

産業の再生、事業再建のためには交通インフラが一刻も早く整備されることが重要である。警戒区域内の常磐自動車道の復旧・整備工事及びＪＲ常磐線の早期整備について要望する。

2. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

(1) 商工会における企業支援機能強化への支援拡充について

中小・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、被災地の復興やまちづくり等で、地域に活力を取り戻すため最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて重要になっている。

また、原発事故に伴う「避難指示等区域」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小・小規模事業者も多く、原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する態勢を強化する必要がある。

については、平成25年度予算編成にあたり小規模企業支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。

(2) 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の延長について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成25年度以降についても設置されるよう強く要望する。

(3) 商工会館の復旧建設費補助の継続と拡充について

商工会等施設復旧事業について、平成25年度以降も継続して予算化を要望する。特に原発事故により現在臨時事務所を構えている避難指示区域等商工会が警戒区域の見直しにより、商工会館の移転を余儀なくされることが想定されるため、十分な予算措置を講じるよう要望する。

(4) 小規模企業者向け小口資金融資制度の創設について

原発事故等による直接・間接の被害を受けた小規模事業者は厳しい経営を強いられ、事業継続が困難とならざるを得ない事業者が生じることが懸念される。地域コミュニティ維持など、地域経済の底

辺を支えている小規模事業者の厳しい現状が継続すれば、地域の疲弊に加速がかかることが予想される。

については、小規模企業者に特化した、事業再開・継続等を目的とした、商工会等の推薦に基づく、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について要望する。

（５）商工会等地域復興支援事業費の拡充について

商工会の広域連携グループ及び青年部・女性部が連携を図り、被災地域の復興・再生やまちづくり等に関する事業の実施、さらには、原発事故による風評被害払拭のため各種事業を効果的に進め、地域に活力を取り戻すため商工会等地域復興支援事業費の継続と拡充を要望する。

3. 風評被害の早期払拭への支援強化について

(1) 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保について

工業製品・加工食品等に対する取引企業、消費者の不安を払拭するための、正しい情報の発信と安心安全のPR等への支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援について要望する。

(2) 東北自動車道、磐越自動車道高速道路の無料措置について

東北地方の高速道路料金無料化措置は、風評被害に苦しむ中、観光客の誘客や復興に大きく貢献した。加えて、原発事故による避難住民等の移動手段にも効果的であったが、平成24年3月で中止となり、風評被害により経営の悪化が続いている観光関連の事業者は再び厳しい経営を強いられている。

については、今なお続く風評被害の払拭と復興・再生の支援を加速させるため、再度高速道路の無料措置を講じるよう要望する。

(3) JR只見線の早期復旧運行について

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨災害は、奥会津地域に甚大な被害をもたらした。特に地域の基幹路線であるJR只見線は只見川氾濫による鉄橋の落橋、土砂崩れにより線路が崩壊し、未だに寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

については、只見川等河川の治水対策とJR只見線の早期復旧対応について要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413